

委員会提出議案第7号

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

平成26年11月28日提出

議会運営委員会委員長 今 北 義 明

三田市条例第 号

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成24年三田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 三田市子ども・子育て支援事業計画

(5) 三田市障害者福祉基本計画

別表第8号を次のように改める

(8) 三田市教育振興基本計画

別表に次のように加える。

(9) その他議長が認めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。